

議案第49号

つくば市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年6月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例

つくば市庁舎駐車場条例（平成22年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（駐車券を紛失したときの駐車料金）

第5条の2 利用者は、駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに800円の駐車料金を市長に納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

（提案理由）

駐車券を紛失したときの駐車料金について条例で規定するため、この条例案を提出するものである。

つくば市庁舎駐車場条例（平成22年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 第5条（略）</p> <p><u>（駐車券を紛失したときの駐車料金）</u></p> <p><u>第5条の2 利用者は、駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに800円の駐車料金を市長に納付しなければならない。</u></p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条 第5条（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>